

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容をよくお読みください。

手数料など諸費用について

- つみたてNISA^{※1}で投資信託を購入する場合、別紙「取扱投資信託手数料率」に記載のとおり、手数料はかかりません。
- 投資信託に係る費用については投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

当、投資信託に係る金融商品取引契約の概要

当社は、投資信託の販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において MITO 積立投信のつみたてNISA^{※1}でのお取引を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、NISA 口座の累積投資勘定^{※2}（つみたてNISA^{※1}）を開設いただく必要があります。また、保護預り口座、累積投資口座の開設および MITO 積立投信のご契約も必要となります。
- 買付代金の払込方法として次のいずれかを指定するものとします。
 - ① 収納代行方式（当社が指定する収納代行会社を通じたお客さま名義の預金口座からの自動引落）
 - 原則として、毎月 6 日（休業日の場合は翌営業日）をご注文に係る代金（総額）の引落日とし、引落日の翌営業日より起算して、6 営業日後の日に買付の申込みがあったものとしてお買付けいたします。
 - 預金口座残金が不足する場合、引落日の前営業日までにご入金ください。引落日当日のご入金の場合、引落しができない場合があります。
 - 新規ご契約、ご契約内容変更、ご解約については、毎月 15 日（休業日の場合は前営業日）を申込締切日とします。
 - 新規ご契約については翌々月からの引落し、ご契約内容変更、ご解約については翌月からの変更、解約となります。なお、振替方式への変更については、原則、翌月以降からの変更となります。詳細については、お取引のある本支店にご確認ください。
 - ② 振替方式（お客さまの総合取引口座における日興 MRF からの自動換金、または当社預り金からの振替）
 - 原則として、ご注文に係る代金（総額）を定期買付日（原則、毎月 23 日。休業日の場合は翌営業日とする。）の 2 営業日前までにお預けいただいた場合に限り、お買付けいたします。
 - 新規ご契約、ご契約内容変更、ご解約については、毎月 15 日（休業日の場合は前営業日）を申込締切日とし、当月からの振替、変更、解約となります。
 - 収納代行方式への変更については、原則、翌々月以降からの引落しとなります。詳細については、お取引のある本支店にご確認ください。
- 1 回の積立金額上限は、33,000 円^{※3}です。なお、年間の非課税限度額を超過した場合は、お客さまの特定口座開設状況に応じ、特定口座または一般口座にて買付けを行います。
- 収益分配金につきましては、自動的に再投資いたします。なお、収益分配金の再投資に関しては、お客さまの特定口座開設状況に応じ、特定口座または一般口座にて再投資を行います。
- お取引の成立に際し、取引報告書の交付は行いませんが、取引残高報告書にてご報告いたします。

2024 年 1 月 1 日以降の文言の読み替えについて

- ※1 つみたてNISA → つみたて投資枠
- ※2 累積投資勘定 → 特定累積投資勘定
- ※3 33,000 円 → 100,000 円

当、投資信託の販売会社の概要

商号等 水戸証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号
本店所在地 〒112-0002 東京都文京区小石川1-1-1
加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 122億円
主な事業 金融商品取引業（第一種金融取引業および投資運用業）
設立年月 1947年9月
連絡先 03-6739-0310（大代表）又はお取引のある本支店にご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒112-0002 東京都文京区小石川1-1-1

水戸証券株式会社 お客様相談担当：電話番号 0120-813-315

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客さまと金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日を除く）

別紙

取扱投資信託手数料率 上限手数料率0.000%

委 託	銘 柄 名	つみたて投資枠
野村	野村インデックスファンド・米国株式配当貴族	○
One	たわらノーロード 日経225	○
One	たわらノーロード TOPIX	○
One	たわらノーロード 先進国株式	○
One	たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>	○
One	たわらノーロード 新興国株式	○
One	たわらノーロード バランス(8資産均等型)	○
One	たわらノーロード S&P500	○
One	たわらノーロード NYダウ	○
三井住友DS	三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	○
三井住友DS	三井住友・DC年金バランス50(標準型)	○
三井住友DS	三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	○
三井住友DS	三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	○